

○ 香川県警察ホームページ運用要領の制定について（通達）

（令和2年12月10日付け通達香広被第116号）

香川県警察ホームページについては、香川県警察ホームページの運用について（平成30年1月4日付け香広被第4号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、高齢者や障害者はもちろん病気やけがなどで一時的に障害のある人も含め、誰もがホームページにアクセスしやすい「ウェブアクセシビリティ」に対応したホームページにリニューアルしたことに伴い、運用上の留意事項の見直し等を行い、別添のとおり「香川県警察ホームページ運用要領」を制定し、令和2年12月10日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底の上、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

香川県警察ホームページ運用要領

1 目的

この要領は、香川県警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）の運用に関し必要な事項を定め、もってホームページの適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

2 運用体制

(1) 管理責任者

本部に管理責任者を置き、広聴・被害者支援課長をもって充てる。管理責任者は、次に掲げる事務を処理するものとする。

ア ホームページのメニューの構成、デザイン等の基本設定に関すること。
イ 運用責任者の作成したコンテンツ（ホームページ上において取り扱われるイメージデータ、音声データ及び文字情報をいう。以下同じ。）の掲載処理（掲載、変更又は削除の処理をいう。以下同じ。）に関すること。

ウ その他ホームページの適正かつ円滑な運用を行う上で必要な事項に関すること。

(2) 運用責任者

所属に運用責任者を置き、所属長をもって充てる。運用責任者は、次に掲げる事務を処理するものとする。

ア コンテンツの作成に関すること。
イ ホームページに掲載されたコンテンツ（自所属において作成したものに限る。）の内容の管理に関すること。

3 ホームページへの掲載処理手続

ホームページへの掲載処理手続については、次のとおりとする。

- (1) 運用責任者は、コンテンツの掲載処理をしようとする場合は、別記様式のホームページ掲載処理依頼書により、管理責任者に掲載処理を依頼するものとする。
- (2) 管理責任者は、(1)により依頼を受けた場合は、内容の確認を行った後速やかに、ホームページへの掲載処理を行うものとする。

4 ホームページの安全対策

管理責任者は、ホームページに掲載したコンテンツを随時点検し、不正プ

ログラム感染、不正アクセス事案等の発見に努めるとともに、認知した場合は直ちに情報管理課長に通報し、その対策をとるものとする。

5 運用上の留意事項

運用責任者は、次の事項について、留意するものとする。

- (1) コンテンツを作成する場合は、ウェブアクセシビリティに対応させること。
- (2) 著作権の有無、所在等を確認し、また、必要に応じ許可を得るなど、適切な措置を講ずること。
- (3) 香川県個人情報保護条例（平成 16 年香川県条例第 57 号）を遵守した適正な個人情報の取扱いに努めること。

(別記様式 省略)